



出身国情報主要文書

エチオピア

2009年8月10日

英国国境庁
出身国情報局

目次

1. 序文.....	4
2. エチオピアに関する背景情報.....	6
地理	7
地図	8
最近の歴史	9
最近の出来事および政治的動向 – 2009年1月から7月	11
経済	14
人権	16
概要	16
刑務所の状態	20
死刑	20
政治結社および集会の自由	21
言論およびマスメディアの自由	22
宗教の自由	26
レズビアン、ゲイ、両性愛者およびトランスジェンダー.....	28
女性	30
女性生殖器切除	33
児童	35
人身売買	36
移動の自由	38

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

1. 序文

- i. エチオピアに関するこの Country of Origin Information Key Documents(COI 主要文書)(出身国情報主要文書)は、亡命/人権決定処理に従事する係官の用途に供するために United Kingdom Border Agency (UKBA) (イギリス国境局)の COI 部により作成された。この報告は、イギリスにおいて行われる亡命/人権申し立てにより最も一般的に提起される問題に関する一般的な背景情報を提供する。この COI 主要文書は、2009年7月1日までに入手された情報を含んでいる。この文書は、2009年8月10日に発表された。
- ii. この COI 主要文書は、承認された広範な外部情報源により制作された主要な報告、文書および記事の索引付き一覧表である。それは、UKBA の見解または政策を含むものではない。
- iii. イギリス国境局の利用者のために、この COI 主要報告は、この文書で言及された各情報源に対する情報源のインデックスおよび一覧表に記載した情報源番号に関するリンク経由で直接電子アクセスを提供する。外部利用者の便宜のために、関連ウェブのリンクも、そのリンクにアクセスした日付とともに含まれている。
- iv. 上述したように、表示された文書は、主として人権問題に集中している。前置きとして、エチオピアに関する背景情報も提供した。この背景情報は、リストした文書に含まれている資料の概要を提供することを意図しているのではないことに注意されたい。
- v. この COI 主要文書およびリストした文書は、公的開示可能である。
- vi. この COI 主要文書に関する意見または付加情報源資料に関する示唆は、大いに歓迎する。それは、下記の COI 部に提出されたい。

Country of Origin Information Service (出身国情報部)
UK Border Agency (イギリス国境局)
Apollo House
36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

Eメール：cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト：http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

目次に戻る
出典リストへ

国情情報に関する独立諮問機関

- vii Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI) (国情情報に関する独立諮問機関)は、UKBAの出身国情報資料の内容に関してイギリス国境局長官に対する勧告を行うために同長官より 2009年3月に設立された。IAGCIは、UKBAのCOI報告、COIの主要文書およびその他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの作業に関する情報は、長官のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> に掲載されている。
- viii この作業の過程において、IAGCIは、選択されたUKBAのCOI文書の内容を吟味し、これらの文書に固有の推奨およびより一般的な性質の推奨を行った。IAGCIまたは国情情報に関する審問委員会(2003年9月から2008年10月までUKBAのCOI資料を監視した独立機関)により吟味されたCOI報告およびその他の文書の一覧表は、<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/> に掲載されている。

目次に戻る
出典リストへ

2. エチオピアに関する背景情報

正式国名：エチオピア民主共和国連邦

面積：1,127,127 平方キロメートル

人口：82,544,840 人 (2008 年 7 月推定).

首都：アジスアベバ

言語：Amarigna 32.7%、Oromigna 31.6%、Tigrigna 6.1%、Somaligna 6%、Guaragigna 3.5%、Sidamigna 3.5%、Hadiyigna 1.7%、その他 14.8%、英語(学校で教えられている主要な言語)

宗教：キリスト教 60.8% (正教徒 50.6%、プロテスタント 10.2%)、イスラム教 32.8%、伝統的宗教 4.6%、その他 1.8% (1994 年国勢調査).

主要な政党および指導者：Afar National Democratic Party(アフアール国民民主党) (ANDP)、Gumuz Benishangul People's Democratic Unity Front (BGPDUF) [Besse Muluaem]、Coalition for Unity and Democratic Party (CUDP) [Ayele Chamisso]、Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front(エチオピア人民革命民主戦線) (EPRDF) [Meles Zenawi](Amhara National Democratic Movement (アムハラ民族民主運動) (ANDM)、Oromo People's Democratic Organization (オロモ人民民主機構) (OPDO)、South Ethiopian People's Democratic Front (SEPDF)、および Tigrayan Peoples' Liberation Front (TPLF)からなる同盟)、Gurage Nationalities' Democratic Movement (GNDM)、Oromo Federalist Democratic Movement (オロモ連邦民主運動) (OFDM) [Bulcha Demeksa]、Omoro People's Congress (オロモ人民会議) (OPC) [Imerera Gudina]、Somali People's Democratic Party (ソマリ人民民主党) (SPDP)、United Ethiopian Democratic Forces (統一エチオピア民主勢力) (UEDF) [Beyene Petros].

国家元首：Woldegiorgis Girma 大統領

政府首長：Meles Zenawi 首相

内閣：1994 年 12 月の憲法で規定されている閣僚会議。閣僚は首相により選任され、人民代表議会により承認される。

選挙：大統領は、人民代表議会により選ばれ、任期は 6 年である(2 期目立候補可能)。最も新しく行われたのは 2007 年 10 月の選挙である(次回は 2013 年 10 月に行われることになっている)。議会選挙後の与党により首相が指名される。

選挙結果：2007 年 10 月 9 日の選挙の結果：Girma Woldegiorgis が大統領に選出された。人民代表議会における得票率 - 79% (CIA World Factbook、2009 年 6 月 16 日) [1]

祝祭日：エチオピア・クリスマス - 1 月 7 日、エチオピア公現祭 - 1 月 19 日、Battle of Adwa Victory Day - 3 月 2 日、エチオピア聖金曜日 - 正確な日付は年ごとに異なる、エチオピア復活祭 - 正確な日付は年ごとに異なる、メーデー - 5 月 1 日、Patriots' Victory Day - 5 月 5 日、Dergue 体制転覆記念日 - 5 月 28 日、エチオピア新年 - 9 月 11 日、真の十字架発見記念日 - 9 月 27 日、予言者モハメッドの誕生日 - 正確な日付は年ごとに異なる、Eid Al-Adha - 正確な日付は年ごとに異なる(Ethiopia.com 参照) [31]、(ベルリンのエチオピア大使館) [32]

目次に戻る
出典リストへ

地理

2009年6月付けのエチオピアに関する米国国務省背景情報は、次のように述べている。

「エチオピアは、アフリカの角に位置し、北方と北西でエリトリアに接し、東方でジブチとソマリアに接し、南方でケニアに接し、西方と南西でスーダンに接している。この国には海拔1,800メートルから3,000メートル(5,000フィートから10,000フィート)の中央高原があり、また、一部の山は4,620メートル(15,158フィート)に達している。高度は、一般的に、高原を斜めに分割している Great Rift Valley への下降点の直前まで最も高い。いくつかの川、特に Tana 湖から流れ出す青ナイルが高原を横切っている。高原は、次第に西方のスーダンの低地と南東のソマリ族居住平原に下って行く」 [2c]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

地図



エチオピア地図ウェブリンク：
<http://i.infoplease.com/images/methiop.gif>
[20]

目次に戻る
出典リストへ

最近の歴史

Foreign and Commonwealth Office (FCO) (外務連邦省)のエチオピア国状報告(2008年4月17日版)は次のように述べている。

「20世紀のエチオピアは、かなりの間、1930年に皇帝に即位したハイレ・セラシエにより統治された。1936年、イタリアが隣国のソマリアおよびエリトリアの自領植民地からエチオピアを攻撃し、1941年までこの国を占領した。ハイレ・セラシエは、イギリスで亡命生活を送り、英連邦軍の支援の下に権力を回復した。彼の長い治世は、1974年のエチオピア革命で終わった。

「残忍なマルクス主義独裁制となった臨時軍事評議会(Dergと呼ばれた)の指導者として Mengistu Haile Mariam 大佐が1977年に現れた。エチオピアは、Derg時代のほとんどの間、北部エリトリア州における分離主義者戦争、ソマリアとのイレデンティスト戦争、特に Tigray および Oromia における地域反乱を含む内戦により苦しんだ。国民は、大規模な人権侵害および1984/5年の大飢饉を含む強烈的な経済的苦難を経験した。Derg体制は、エチオピア人民革命民主戦線 (EPRDF)の反乱軍がアジスアベバを占領した1991年5月に転覆された。Meles Zenawi が指導者となった。」 [3]

2009年6月付の米国国務省のエチオピア背景報告は、次のように追加している。

「Derg体制の崩壊は、干魃と飢饉および特に北部地区 Tigray とエリトリアにおける暴動により加速された。1989年、Tigrayan People's Liberation Front (ティグレ人民解放戦線) (TPLF)は、他の民族を基盤とする反対運動団体と合併してエチオピア人民革命民主戦線(EPRDF)を結成した。1991年5月、EPRDF軍はアジスアベバに進攻した。

「1991年7月、EPRDF、オロモ解放戦線 (OLF)、およびその他のグループがエチオピア暫定政府(TGE)を設立した。この政権は、87人の代表評議会から構成され、暫定憲法として機能した国家憲章を指導原理として仰いだ。1992年6月、OLFが政府から離脱した。1993年3月、Southern Ethiopia Peoples' Democratic Coalition の党員が政府を去った。

「1991年5月、Isaias Afwerkiにより率いられる Eritrean People's Liberation Front (EPLF)(エリトリア人民解放戦線)がエリトリアの支配権を掌握し、臨時政府を設立した。この臨時政府は、1993年4月23-25日までエリトリアを単独で支配した。このときエリトリア人は、国連監視下の自由かつ公正な国民投票において圧倒的に独立を支持した。エリトリアは、エチオピアの同意の下に4月27日に独立を宣言し、米国は、1993年4月28日にその独立を認めた。

「エチオピアにおいては、Meles Zenawi 大統領および TGE の党員は多党制民主主義の形成を監督することを誓った。547人の憲法制定会議の選挙が1994年6月に行われ、この制憲会議は1994年12月にエチオピア連邦民主共和国の憲法を採択した。エチオピアの最初の一般投票による国民議会および地方議会の選挙が1995年5月と6月に行われた。大部分の反対政党はこれらの選挙をボイコットし、EPRDFの地滑りの勝利となった。国際的非政府監視団は、反対政党は選挙に参加することを選択したならば、そうすることができたとの結論を下した。エチオピア連邦民主共和国政府は、1995年8月に樹立された。

「1998年5月、エリトリア軍がエチオピアとエリトリアの国境地区を攻撃し、若干のエチオピア支配下の領土を占領した。この攻撃は、2年にわたる両国間の戦争をもたらした。100,000人以上の人命が犠牲となった。エチオピアとエリトリアの指導者は2000年6月18日に敵対行為中止協定に署名し、また、アルジェー協定と呼ばれるこの平和協定に2000年12月12日に調印した。これらの協定は、敵対行為の終了、エチオピアとエリトリア国境沿いの25キロメートルの幅を持つ暫定セキュリティー・ゾーン、順守監視国連平和維持部隊の駐留、最終的かつ拘束力を持つ国境画定決定を行うために植民条約および適用国際法を評価する中立機関として働くエリトリア・エチオピア国境委員会(EEBC)の設置を求めている。国連エリトリア-エチオピア・ミッション(UNMEE)が2000年9月に設置された。EEBCは、その国境画定決定を2002年4月13日に提出した。現在まで、エチオピアもエリトリアも国境を画定するために必要な措置を講じていない。

「野党候補者は、2001年国民議会選挙で12議席を獲得した。エチオピアは、2005年5月15日選挙の前のこの国の歴史上最も自由かつ公正な全国運動期間を持った。不幸にも、選挙違反および不自然な選挙運動の美辞麗句が長期にわたる選挙苦情審査プロセスをもたらした。公衆の抵抗は、2005年6月に暴力化した。全国選挙管理委員会は、2005年9月に最終結果を発表したが、それによると野党は547の国会議席中170、アジスアベバ地方議会の138議席中137を獲得した。在野の政党は、選挙結果に抵抗するために議会のボイコットおよび市民的不服従を呼びかけた。2005年11月初め、エチオピアの治安部隊は市民の抵抗に対抗して数十人の野党指導者のほかジャーナリスト、人権擁護家を逮捕し、また、地方の拘留収容所に数万人の市民を最高3カ月間拘留した。2005年12月、政府は、131人の野党、マスメディア、市民社会の指導者を「憲法侵害」を含む重罪により告訴した。主要な野党指導者および131人のほとんどすべては、2007年夏に赦免され、刑務所から釈放された。2008年3月現在、約150人の選出された野党国会議員が議席を維持している。」 [2c]

2009年6月付の米国国務省のエチオピア背景報告は、次のように述べている。

「2008年6月アジスアベバにおいて、前CUD副議長のBirtukan Mideksaが新しいUnity for Democracy and Justice (UDJ)(民主主義と正義のための統一)の創立大会において党主席に選出された。2008年10月、エチオピア政府はOromoの政治家に対する弾圧を開始し、その100人以上を逮捕し、一部を非合法オロモ解放戦線(OLF)の党員として起訴した。2008年12月末、政府は、この月の間にBirtukanを数回短期間拘留した後、彼女を再逮捕し、彼女がその特赦条件に違反したと述べた(彼女は、2007年夏に政府により特赦された著名野党指導者の1人である)。彼女の最初終身刑宣告が復活した。

「Meles首相は、2008年12月、ソマリアの3,000ないし4,000人のエチオピア軍が年末までに撤退すると述べた。彼は、エチオピア軍がイスラム過激派を駆逐する使命を達成したと語った。過激派が再びエチオピアに脅威を与えた場合に直ちに介入するために軍隊はソマリア国境近くに留まる。2009年1月までに、エチオピア軍は、ソマリアから完全に撤退した。」 [2c]

目次に戻る
出典リストへ

最近の出来事および政治的動向 – 2009年1月から7月

ソマリアからの撤退 – 1月

2009年1月26日付の Afrol News 報道は、次のように述べた。

「エチオピアは、敵対イスラム主義者勢力と闘った2年間の介入後にソマリアからの軍隊の完全撤退を完了した。エチオピア軍は、[2009年]1月15日に Mogadishu から完全に撤収したが、Baidoa に留まっていた。

「撤退の最終段階は、日曜日夜[2009年1月25日]に始まった。この日、エチオピア軍は、議会の置かれている州都 Bidoa を去った。

「この都市からの報告によると、エチオピア軍は、すべて、湾岸地域におけるエチオピア兵の唯一の残存基地であった Baidoa 空港から立ち去った。

「エチオピアの撤退後、現地からの報道によると、政府軍兵士およびその他の多数の新規武装地元民兵が多数の戦闘車両でこの都市を巡察し、この都市の住民および交通の動きを停止させ、政府軍兵士を攻撃すると最近断言した Al shabab の暴徒からの攻撃に対して防衛する準備が整っていると述べている。

「エチオピアは、イスラム主義暴徒を阻止するという既定目的を達成する使命は失敗したと述べた後、1月初めに撤退を開始し、トラックに分乗したエチオピア兵士が Mogadishu から引き上げ始めた。」 [12]

クーデターの陰謀 – 4月

2009年4月、ボイスオブアメリカ(VOA)は、次のように報じた。

「エチオピア当局は、政府を転覆する陰謀に関与した疑いで35人を逮捕した。これらの逮捕者は、米国で生活している亡命野党指導者の信奉者である言われている。

「政府のスポークスマン Ermias Legesse によると、逮捕された35人は2つのグループに属しており、一方のグループは兵士からなり、他方は文民政府職員その他から構成されている。警察が被疑者宅を急襲したときに武器およびその他の有罪の証拠が発見されたと同スポークスマンは VOA に述べた。『われわれは種々の人々から情報を入手し、それを調査した上で、裁判所に赴いたが、裁判所は彼らの家宅を捜索する許可をわれわれに与えた。われわれは、彼らの自宅を調べ、35人を逮捕し、また、彼らの家で多数の武器、地雷、軍服、彼らの行動計画書を押収した。』と彼は述べた。

「逮捕された人々は、すべて、エチオピアの2005年紛争選挙の期日である 'Ginbot 7' すなわち『5月5日』と呼ばれるグループの構成員であると言われている。Ginbot 7は、2005年の選挙においてアジスアベバの市長に選ばれた Berhanu Nega により指導されている。しかし、彼は就任していない。

「彼は、ほぼ200人の抵抗者が殺害された選挙後暴力デモに関連して100人以上のその他の野党指導者とともに投獄され、反逆罪の有罪判決を受けている。彼とその他の人々は、特赦される前に獄中で20カ月を過ごした。

「釈放後、Berhanu は米国に出国し、そこで現在ペンシルバニアの Bucknell University で経済学の教授を務めている。この大学ウェブサイトのページによると、彼は米国およびその他の西側諸国に対し独裁者に対する支援を停止することによりエチオピアおよびその他のアフリカ諸国における民主化運動を支援するよう促している。

「Ginbot 7のような反対派のウェブサイトは、エチオピアで阻止されている。Berhanu は、これまでに Minister Meles Zenawi 首相を一堂独裁国家を創り出したとして非難している。

「電話インタビューにおいて、政府のスポークスマン Ermias は、'Ginbot 7'を非合法組織として説明した。『それは、合法的な政党として登録されておらず、かつ、政府により認められていない。それは、非合法政党である。非合法政党であるこれらのグループと政党、われわれは、それを'Ginbot 7'と呼ぶ。これは、われわれの問題である。』と彼は述べた。

「Ermias は、これらの逮捕者に対して申し立てられている罪が何であるか述べることを拒否し、それは司法省の問題であると語った。彼は、被疑者の身元を明らかにすることも拒否した。彼は、被疑者すべてが数日以内に裁判所に召喚されると述べた。」
[37b]

2009年5月5日、アムネスティ・インターナショナルは、次のように報告した。

「伝えられるところによると[未遂クーデターの陰謀に関与したと疑われている人々の]追加逮捕が過去数日にわたって行われた。また、この国の消息筋は、さらに逮捕が予想されるとアムネスティ・インターナショナルに述べた。

「多くの人々は、政府に対する未遂攻撃の計画に関与した疑いで逮捕されたと思われるが、しかしその他の人々は自身または家族の政府に対する平和的な政治的反対のために逮捕されたように見える。35人[すでに逮捕された]の中に、緊急に医療を受ける必要のある80才の祖父がいる。

「...最近逮捕された人々の多くまたはすべては、アジスアベバの Maekalawi 刑務所に収容されていると思われるが、政府は、まだこれを確認していない。アムネスティ・インターナショナルは、政府が家族に彼らの縁者の所在または拘留状態に関する具体的な情報を与えたことは承知していない。

「アムネスティ・インターナショナルは、これらの人々の拘留の秘密性のために、彼らが拷問またはその他の形態の虐待を受ける重大な危険があると述べた。

「先週の最初の出廷後、これらの被拘留者は、さらなる取調および訴追を受けるためにさらに14日間再拘留されることになった。アムネスティ・インターナショナルは、彼らの次の出廷は2009年5月12日ごろと推測している。」 [11b]

食糧の安全

2009年5月11日付の国連人道援助調整事務所の報道発表は、次のように述べている。

「SNNP、SNNP、アムハラ、Tigray、ソマリアおよび東 Oromiya 地区の一部地域における食料の安全状況は、次第に悪化している。ベルグ期の降雨の始まりが遅く、一般

的に雨量が少なかったため、今年の作付面積はかなり減少した。4月の後半20日(4月11～30日)間の標準以下の降雨がベルグ穀物の成育および一部の地域で栽培される長期メファー期穀物の発芽に悪影響を及ぼした。この国のベルグ穀物生産地域における状況は、7月から9月の端境期中にさらに悪化すると思われる。過去2シーズンの降雨量が標準以下であったAfarの牧畜地域において、sugumu(3月～5月)期の降雨量も少なかったし、このシーズンの残りの降雨量も標準以下と予測されている。家畜の健康状態、取引条件および家畜の生産性も主な季節性降雨(karma)が7月に始まるまで悪化すると思われる。ソマリア地域においても、gu降雨の始まりは適時(4月初め)であったが、一部の地域では、4月の最後の20日間(4月11日～30日)の雨量は乏しかった。

「一方、最新号のEthiopia Market Watchの指摘によると、全国レベルの一般的物価上昇は、過去12カ月の移動平均で2009年3月に45.2パーセントに達した。このうち、食糧価格上昇が平均59.2パーセントであったのに対し、食糧以外の上昇は24.4パーセントであった。一方、穀物の国内および輸入のパリティ価格は、選択された主要都市市場におけるすべての商品について小幅な減少を示した。同様に、この国の大部分の農村市場において、穀物の価格は、供給速度の増加と有効需要の減少に続いて下降傾向を示した。」[10]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

経済

GDP (正式為替レート) : 250.8 億米ドル(2008 年推定)

GDP 成長率 : 8.5% (2008 年推定)

1 人あたり GDP : 800 米ドル(2008 年推定)

インフレ率 : 41% (2008 年推定)

主要な産業 : 食品加工、飲料、繊維、皮革、薬品、金属加工、セメント

主な貿易相手国 : ドイツ、サウジアラビア、米国、ジブチ、中国、日本、オランダ、サウジアラビア、インド、イタリア(2007 年)

(CIA World Factbook、2009 年 6 月 16 日) [1]

2009 年 6 月付の米国国務省のエチオピア背景報告は、次のように述べている。

「現政府は、国有企業の民営化および政府規制の合理化を含む慎重な経済改革計画に着手した。このプロセスは進行中であるが、これまでの改革はわずかな外国投資を呼んだのみであり、政府は依然として強く経済に関与している。

「エチオピア経済は農業に基づいており、それは、GNP の 46% および輸出の 80% 以上に貢献し、人口の 85% を使用している。主要な農業輸出作物はコーヒーであり、エチオピアの外貨収入の約 35% を稼ぎ出しているが、1990 年代中期以降のコーヒー価格の下落のために 10 年前の 65% からこの値に低下している。その他の伝統的な主要農産物輸出は、皮革類、豆類、脂肪種子、伝統的 'khat' (噛んだとき向精神的特性を発揮する葉の多い灌木) である。砂糖と金の生産も近年重みを増した。

「エチオピアの農業は、周期的な干魃、不適切な農業慣行および過放牧により引き起こされる土地の劣化、森林破壊、高い人口密度、未開発の水資源、劣悪な交通インフラにより苦しめられ、市場向けの商品の生産を困難かつ高コスト化している。エチオピアでは、金、大理石、石灰石および少量のタンタルが採掘されている。商業的發展可能性を持つその他の資源として、大量の炭酸カリウム埋蔵物、天然ガス、鉄鉱石、そしておそらく石油および地熱エネルギーがある。エチオピアは、その産業部門のほとんどに電力を供給している良好な水力発電資源を持っているが、石油については全面的に輸入に依存しておる。...[エチオピアは] 外貨収入については被害を受けやすい数種類の穀物に依存し、そして、輸入石油に頼っている。エチオピアは、十分な外貨収入を欠いている。財政的に保守的な政府は、厳格な輸入制限および小売ガソリン価格に対する補助金の大幅な切り下げを含めて、これらの問題を解決する措置を講じてきた。それにも関わらず、概して自給自足的経済は、干魃救済、野心的な開発計画、石油のような不可欠の輸入のための予算要求を満たすことができない。この不足は、主として外国援助の流入により補填されてきた。」 [2c]

世界銀行のエチオピア概況報告(最終更新 2009 年 4 月)は、次のように述べている。

「近年、エチオピアは、アフリカにおける最速成長非石油経済の 1 つとなり、2 桁成長および貧困所帯の基本サービス利用における連続改善を示している。しかし、2003 年から 2007 年にかけてのその力強い成長能力および飛躍的發展進歩は、高い国内インフレと困難な支払均衡況という双子のマクロ経済難関の 2008 年出現のために脅威にさらされている。これらの難関は、高い燃料および食糧の価格により悪化した。ここ数ヶ月間にこれらの脅威は緩和されたが相当なリスクが残っている。12 カ月期末インフレ率は、2008 年 7 月に歴史的ピークの 64% に達した後、2009 年 1 月までに 38% に低下し

た。同時に、外貨準備は、2008年10月の辛うじて輸入4週分(7億6,400万米ドル)から2008年12月の輸入6週分(9億3,100万米ドル)に上昇した。エチオピア政府は、マクロ経済問題に対処するために最近数ヶ月の間にいくつかの措置(たとえば、引き締め金融政策および政府の国内借入の低減、高い食料品価格の貧困層への悪影響の軽減、公企業の国内借入の低減、通貨供給の引き締め、国内通貨価値の漸次引き下げ)を講じた。」 [36]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

人権

概要

2009年2月25日に発表された米国国務省のエチオピアに関する2008年人権報告は、その序文で次のように述べている。

「この年[2008年]の間に報告された人権侵害は、以下を含む。すなわち、地方選挙および中間選挙において自らの政府を変更する市民の権利の制限/一般的に処罰されることのない治安部隊による拘留者および野党支持者の不法な殺人、拷問、殴打、虐待、酷使/劣悪な刑務所状況/特に野党または反政府グループの同調容疑者または党員の恣意的逮捕および拘留/警察および司法の腐敗/起訴なしの拘留および長期にわたる裁判前拘留/不法捜査を含む市民のプライバシー権の侵害/内部抗争および暴動鎮圧作戦における治安機関による過度の暴力の行使/報道の自由に対する制約/ジャーナリストの逮捕、拘留、ハラスメント/集会および結社の自由に対する制約/女性に対する暴力および社会的差別ならびに子供の虐待/女性生殖器切除(FGM)/経済的および性的目的のための子供の搾取/人身売買/身体障害者ならびに宗教的および人種的少数派に対する社会的差別/労働組合指導者に対するハラスメントを含む組合活動に対する政府の干渉。」 [2a]

2008年7月に The Freedom House により発表され、2007年の出来事について報告している The Freedom in the World 2008 Report は、次のように述べている。

「近年、残忍な警察および政府の政策に抗議する学生のストライキが数十人の死傷者および数百人の逮捕者をもたらした。学生の怒りは、オロモ人種グループの政府弾圧を含んでいる。2005年5月選挙結果に対する抗議中に多数の学生が殺害され、負傷し、逮捕された。

「集会および結社の自由は制限されている。多数の非政府組織(NGO)が活躍しているが、これらの組織は、一般的に、政府との対立を招く政策問題に関する論争および主張の展開を避けている。当局は、NGOの活動を厳しく規制している...司法は表向きには独立しているが、政府の政策と食い違う決定の重要な例はほとんどない。地方レベルにおける警察、司法および行政制度の効果性は非常に不均等である。訴訟の大量滞貨の低減において多少の進歩があった。2006年のヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、政府は、2005年選挙関連抗議に対抗して農村地域において脅迫、恣意的拘留および過度の暴力を使用した。

政府は、経済的および政治的な事柄において Tigrayan 人種の利益を特別扱いする傾向を持っている。EPRDF 内における政策は、Tigrayan People's Democratic Front により支配されてきた。他のグループ、特にオロモに対する差別と抑圧は、広範囲に及んでいる。」 [21a]

2009年1月に発表されたヒューマン・ライツ・ウォッチ 2009年政界報告は、次のように述べている。

「エチオピア政府の人権記録は、依然として劣悪であり、大きな政治的反対または独自の批評に対する常に硬直した不寛容を特色としている。エチオピア軍は、エチオピアの東のソマリア地域および隣国ソマリアにおける反乱鎮圧作戦の過程において、処罰されることなく戦争犯罪およびその他の重大な虐待を犯し続けてきた。

「2008年4月における地方レベル選挙は、政府があらゆる種類の組織的反対を首尾よく無力化したことの明確な実証を与えた – 与党とその関係団体はすべての選挙区の99パーセント以上で勝利し、議席の大多数は争われなかった。2008年、ほとんどすべての独立人権活動を非合法化し、かつ、NGOに対し全面的な干渉と統制を加える法律を導入することにより、政府は、市民社会に対する直接攻撃を加えた。

「エチオピアの2005年選挙以前に存在した政治的空間の限られた自由は、全面的に覆された。政府に反対する人々も一般市民も同様に、自由な表現と政治活動を防止し、処罰する抑圧に直面している。エチオピア政府当局は、政府を批判する人々または感知された反対者に対し定常的にハラスメント、逮捕、拷問を加え、しばしば反射的にこれらの人々を「平和反対」または「反国民」組織の加担者として非難した。地方指導者を批判する農民は、肥料のような致命的に重要な農業投入物を失うかまたは国に対する借金の選択的執行という脅迫に直面する。その最終結果として、エチオピアの大部分の地域において、特に人口の圧倒的多数が済んでいる農村地域において、与党のエチオピア人民革命民主戦線 (EPRDF) に対する組織的反対は存在しない。

「2008年4月の地方レベル選挙は、*kebele* および *wereda* の行政機関について行われた。これらの機関は、基幹的な行政サービスおよび人道的援助を提供しているが、また、しばしば、抑圧的な政府の政策を直接実施するために使用される機関でもある。選挙区のほとんどにおいて、反対候補者がまったく存在せず、EPRDF に同調する候補者がすべての有効議席の99パーセント以上を獲得した。

「反対党の候補者が対抗した場合、それらの人々は虐待および登録に対する不当な手続的障害に直面した。エチオピアの Oromia 地区の候補者は拘留され、地方公務員から暴力により脅迫され、反乱オロモ解放戦線 (OLF) の協力者として非難された。エチオピアの最も人口の多い地域、Oromia は、長期にわたり圧制的な政府の抑圧を被り、学生、活動家、地方当局の批判者は常に OLF の工作人員として常に非難されてきた。このような主張は、しばしば、恣意的な投獄および拷問をもたらす。

「Mogadishu に駐留していた Ethiopian National Defense Force (ENDF) の隊員は、暴徒の攻撃に応じて 2008 年に迫撃砲、大砲、「カチューシャ」ロケットの無差別使用を続け、この都市の近傍全体を荒廃させた。暴徒の攻撃は、しばしば、人口集中地域で始まるので、市民の住宅および公共の場に対するエチオピア軍の爆撃を引き起こし、ときとして家族を皆殺しにした。これらの攻撃の多くは、戦争犯罪を構成する。7月、ENDF 軍は、戦略的な都市 Beletweyne を本拠とする反乱軍の攻撃を受けた後、この都市の一部を爆撃し、75,000 人もの人々を移住させた。

「2008年、ソマリアにおける ENDF 隊員による戦争法規のその他の違反の増加によっても特色づけられた。2007年末まで、エチオピア軍は、伝えられるところによると適度に統制がとれており、Mogadishu におけるソマリア市民との毎日の交流で節度を保っていた。しかし、2008年を通じて Mogadishu の ENDF 軍は、しばしばソマリア臨時連邦政府と同盟する軍隊とともに、この都市の一般住民に対する広範な殺人、強姦、襲撃、略奪行為に参加した。4月、Mogadishu のモスクに対する襲撃において、伝えられるところによると ENDF の兵士が 21 人を殺害した。これらの死者のうち 7 人は、喉をかき切られていた。

「ENDF 軍は、攻撃されたとき、市民の群に対しますます無差別に発砲するようになった。8月 ENDF の兵士が Afgooye 市付近で道ばたに仕掛けられた爆弾により攻撃され、これに応じて激しく発砲した。その結果の大量殺人で2台の満員ミニバスの乗客を含む60人も市民が射殺された。

「エチオピア自身において、ENDF は、この国の反抗的なソマリア地域において反乱 Ogaden National Liberation Front (ONLF) に対する反乱鎮圧作戦を遂行し続けている。軍事作戦の規模および強度は2007年半ばのピークから低減しているように見えるが、恣意的な勾留、拷問およびその他の侵害が続いている。信頼すべき報道によると、干魘の被害を受けている地域に対する死活的な食料援助が横流しされ、反乱軍支配地域を兵糧攻めにする武器として悪用されている。軍は反乱影響地域に対する交通を厳しく制限し続けており、エチオピア政府は、赤十字国際委員会をこの地域から退去させるという2007年7月の決定を撤回していない。

「エチオピア政府は、その軍隊による人権侵害に対するすべての非難を否定し、独自の調査を容易にすることを拒否している。2007年と2008年にソマリア地域およびソマリア近傍において犯された戦争犯罪および人道に対する犯罪の責任を調査する本格的な取り組みは行われていない。ENDF が2003年後半から2004年にかけて Gambella 地域における反乱鎮圧作戦中 Anuak 族の地域社会に対して行った人道に対する犯罪で、ENDF の軍人も文民官吏も責任を問われたことはない。」[6a]

2009年1月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、NGO の活動を制約する新しい発効した法律に関する報告を発表した。この報告は次のように述べている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、2009年1月6日、エチオピアの議会は、この国における大部分の人権活動を非合法化する非政府組織(NGO)に関する新しい法律を制定した。ヒューマン・ライツ・ウォッチの声明によると、この法律は、エチオピアを支援しており、結社および表現の自由に対するこの法律の制約に対する懸念を表明してきた諸国政府に対する直接的な非難である。...エチオピア政府の主張によると Charities and Societies Proclamation (NGO 法) と呼ばれるこの新しい法律は、主として非政府組織側の開放性および財務的明朗性の向上を確保することを狙いとする。しかし、この法律は、それどころか、すべての人権活動団体および政府関連活動団体に対し大部分のこのような活動を不可能とするような厳しい制約を課し、エチオピア憲法および国際人権法において規定されている結社および表現の自由に対する基本的権利を侵害する。

「この法律は、自己の資金の10パーセント超を外国(国外に居住しているエチオピア市民も含む)から受けている市民社会グループを『外国団体』とみなす。これらのグループは、人権、統治、またはその他の多数の問題に関連する活動に携わることを禁止される。国内資金募集の機会がほとんどないエチオピアは世界の最貧国の1つであるから、このような制約は、世界のほかの国よりエチオピアにおいてより一層激しい打撃を与える。この法律に基づいて、ヒューマン・ライツ・ウォッチ及びアムネスティ・インターナショナルのような、この国の外に本拠を持つグループは、エチオピアにおいて人権関連活動を行うことを阻止される。

「この法律は、また、持つ新しい政府機関、Charities and Societies Agency を創設するが、この機関はお役所仕事により独立市民社会活動を窒息させることを可能にする広汎な権限および煩わしく複雑怪奇な要求条件の宝庫を与えられている。上訴権は厳し

く制限され、いわゆる『外国の』グループにはまったく与えられない。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、この法律の最新草案の詳細分析を行った。制定された法律は、草案から本質的に相違していない。...政府はこれまでに独立市民社会活動も平和的反対もほとんど許容していないので、この法律は特に憂慮されるとヒューマン・ライツ・ウォッチは述べた。この国の卓越した人権グループ、エチオピア人権評議会 (EHRCO) は、エチオピア内における人権侵害に関する広範な報告を作成しているほとんど唯一の存在である。エチオピアの 2005 年国政選挙後の政府の抑圧に関するこのグループの報告に対する応報として、そのスタッフの多くは国外退去を強制されるか、または刑務所に収容された。この新しい法律に基づいて、このグループは、外国の人権グループと見なされる。なぜならば、このグループは、その資金のほとんどをワシントン DC の米民主主義基金のような国際援助資金提供者から受け取っているからである。このグループは、その活動を放棄するか、またはその費用を満たし、スタッフに給与支払うために必要とする資金なしにその活動を行わなければならない。」 [6b]

2009 年 5 月に発表されたアムネスティ・インターナショナル 2009 年世界報告は、次のように述べている。

「ソマリア地域(Ogaden と呼ばれる)に対する人道援助に関する制限が続いた[2008 年に]。政府は、Ogaden National Liberation Front (ONLF) に対する散発的武力紛争に従事し、両軍は市民に対する人権侵害を犯した。Transitional Federal Government (TFG) を支援してソマリアにおいて反乱軍と闘うエチオピア軍は人権侵害を犯し、伝えられるところによると戦争犯罪を遂行した。治安部隊は、この年末にかけてアジスアベバおよびオロモ地域においてオロモ人種グループの構成員を逮捕した。独立ジャーナリストは、依然としてハラスメントよび逮捕に直面している。多数の政治犯が拘留されたままであると思われ、また、2007 年に特赦された野党指導者 Birtukan Mideksa が再び逮捕された。」 [11c]

目次に戻る
出典リストへ

刑務所の状態

米国国務省の2008年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「この国には、3つの連邦刑務所、117の地方刑務所、および多数の非公式刑務所がある。刑務所および裁判前拘留所の状態は依然として厳しく、生命を脅かしている。激しい過密が1つの問題である。2007年9月、52,000人が収監されていると報告された。今年早く、特赦のために刑務所人口10,000人減少したが、しかし伝えられるところによると、人種紛争および経済犯罪のために再び増加した。囚人は、200人まで収容する部屋で、しばしば22平方フィート未満の横臥スペースしか与えられず、地方刑務所では交代で寝ることは珍しくない。1日の1人あたり食事予算は約5ビル(50セント)である。多くの囚人は、家族から毎日の食糧差し入れまたは地元商人からの購入食糧によりこれを補っている。刑務所状態は不衛生であり、刑務所維持予算はない。医療は連邦刑務所では信頼できず、地方刑務所ではほとんど存在しない。

「拘留所では、警察がしばしば被拘留者を虐待する。当局は、一般的に訪問者を許可するが、ときとして恣意的に被拘留者との面会を拒否する。場合によっては、政治犯への家族の訪問は、年に数回に制限された。

「統計は得られないが、病気または劣悪な医療のために刑務所内でときどき死者が発生する。刑務所当局者は、このような死者について明らかにしない。数人の特赦された政治犯は拘留中に重い健康障害を抱えていたが、当時ほとんど治療は受けなかった。

「当局は、少年院に収容できない場合、しばしば少年を成人とともに収監した。男囚と女囚は、一般に、しかし常にではなく、分離された。[2a] (1c 節)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

死刑

NGO ハンズ・オブ・ケインは、2009年4月28日に更新された死刑に関するその国情報告で、エチオピアは死刑を合法的な刑罰として残している国の1つであると述べた。[9a] ハンズ・オブ・ケインのエチオピアの節によると、「加重殺人および国家または人道に対する罪が死刑にあたる犯罪である。」2005年5月、強姦により人を故意にHIV/AIDSに感染させる行為を最高死刑にあたる罪とするように刑法が改正された。憲法によると、死刑を宣告された者は、上級裁判所に上訴でき、また、大統領減刑を請願できる。最新既知処刑は2007年に行われた。その前の最新既知処刑は1998年に行われた。[9b] 2009年3月に発表されたアムネスティ・インターナショナル報告「2008における死刑宣告および執行」も、エチオピアは合法的な刑罰として残している国の1つであると述べている。この報告は、さらに、2008年エチオピアにおいて39件の死刑宣告が言い渡されたが、この年に執行の報告はなかったと述べている。[11a]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

政治結社および集会の自由

米国国務省の2008年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「憲法および法律は、集会の自由を規定している。しかし、政府は、この権利を制限している。大規模な公開集会またはデモの組織者は、72時間前に政府に通知し、許可を得なければならない。政府は、政党に対して集会所に集まることは許可するが、街路デモは2005年以降禁止している。

「反対政党の報告によると、この年の間に彼らの支持者が政府治安部隊による頻々たる組織的ハラスメントおよび暴力、特に地方選挙につながるそれらの行為の対象となった。アジスアベバ地方行政当局を含む地方政府は、大規模集会の許可を与えることもそのための警備を行うことも嫌がった。たとえば、警察は、許可が不要であると述べている NEB の条文にも関わらず、アジスアベバのホテルにおける民主主義と正義のための統一(UDJ)の大会の開催を許可することを拒否した。

「公の集会の許可が与えられず、違法デモがまれになったので、警察および民兵によるデモの襲撃はほとんどなかった。

「...法律は結社の自由および制約されない平和的な政治活動に従事する権利を規定しているが、政府は実際にこの権利を制限した。野党の報告によると、野党の政治活動に対する政府補助金が法律により規定されているにも関わらず、それを受領しなかった。技術的には MOJ が NGO の登録を受け付け、それに認可を与えるが、Ministry of Foreign Affairs (MFA) が国際 NGO の申請を遮蔽し、それを承認するかまたは否認するかを MOJ に提示する。MFA は、一部の NGO の登録を 200 万ビル(195,000 ドル)の供託がない限り拒否するべきであると勧告して、それらの登録を実質的に阻止した。

「法律の規定により、政府は政党に NEB への登録を要求した。NEB は、CUDP による政治活動を制限し続けた。たとえば、1月3日[2008年]、NEB は、CUDP の名称を脱党メンバーに与え、また、CUDP 党の表象を別の離脱グループ、統一エチオピア民主党(UEDP)-Medhin に与えて、CUDP 指導者の大部分に新党の結成を強いた。

「この年の間に、UEDF、UDJ、OFDM、およびオロモ人民会議(OPC)は、党員の逮捕、全国の政党事務所の強制的閉鎖および政治団体を追い出すように家主に強いる家主に対する脅迫を報告した。[2a] (2b 節)

目次に戻る
出典リストへ

言論およびマスメディアの自由

米国国務省の 2008 年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「憲法および法律は言論と報道の自由を規定しているが、政府は、実際には、これらの権利を尊重していない。政府は、ジャーナリスト、出版人、編集者を逮捕し、ハラメントを加え、訴追した。政府は、3つの民営 FM ラジオ局を除いてすべての放送メディアの管理を継続した。民間部門および政府ジャーナリストは、常に自己検閲を行った。

「政府管理マスメディアは、主として政府および与党 EPRDF 連合の見解を反映した。しかし、生のラジオおよびテレビ放送は、ときおり、政府系新聞と同様に議会討議の実況中継を行い、野党国会議員の意見を放送した。

「この年の間に、発行部数の少ない若干の新聞が新しく発行されたが、民営新聞は依然として少ない。約 20 社のアムハラ語紙および英字紙が政治および経済記事を中心として発行されているが、これらすべてを合わせた週間発行部数は 150,000 部程度である。

「政府は、唯一のテレビ局を運用し、ニュース放送を厳しく統制している。放送法は、政治組織、宗教組織、外国人の放送局所有を禁止している。

「外国出版物のために働いている外国人ジャーナリストおよび国内報道通信員がときおり政府批判記事を公開したが、自己検閲を迫る政府の圧力を被った。この年の間に、外国マスメディアの一部の記者が政府批判記事を公表したために脅迫とハラメントを受け、あるいは国外追放の脅威にさらされた。

「この年[2008年]の間に政府は、ジャーナリストの公開した論説および記事を理由としてジャーナリストに対する有罪判決を下した。ジャーナリストは、名誉棄損、公共の秩序に対する脅威、法廷侮辱の嫌疑により威嚇され、ハラメントを被り、逮捕され、拘留された。... 議会は、7月1日[2008年]に **The Mass Media and Freedom of Information Proclamation** を可決し、12月4日に官報 **Negarit** において公布した。この法律は、ジャーナリストの裁判前拘留および民間マスメディアの検閲を禁止し、同業組合を結成するジャーナリストの権利を認めている。しかし、この法律は、社団法人のみに印刷マスメディアを刊行することを許容し、すべてのあらかじめ認可された新聞に登録を要求し、外国の所有およびクロスメディア所有を禁止し、政府にマスメディアを訴追する無制限の権利を与え、官吏に対する名誉棄損を犯罪とした上で名誉棄損の罰金を 100,000 ビル(9,751 ドル)に引き上げ、出版に先立って資料を押収する根拠として「国家の安全」を制定し、政府の情報当局者に司法審査なしに「微妙な」情報の公表を差し止める全面的自由裁量権を与え、マスメディアを規制する MOI の絶対的権限を維持する。

「情報省は、10月30日[2008年]に解体された。マスメディアの報道によると、政府は、首相に直属する新しい通信担当部局によりこの省を置き換えることを計画した。報道によると新しい機関は新聞認可の権限を与えられていないが、年末までにまだこの責任は割り当てられていない。

「地方政府は、この年の間に、NGO および医療センターに対し年央干魃により引き起こされた栄養不良に関する情報の外国人またはジャーナリストへの提供およびジャーナリストによる写真撮影の許可を禁止することにより、マスメディアを検閲した

「政府は、認可を管理することによりマスメディアを間接に検閲した。1月の第1週に、情報省は、禁止された民間紙 Menelik、Asqual、Satenaw、Ethop、Abay の前編集者 Eskinder Nega、Serkalem Fasil、Sisay Agena の新聞認可を拒否した。これらの人々は2005年選挙後に17カ月間拘留され、2007年4月に特赦・釈放されていた。

「7月2日[2008年]、上記の3人の出版者は、2005年選挙の彼らの報道に関連して総計300,000ビル(29,252ドル)の罰金を課された。裁判所は、彼らが支払わない場合には12月に連邦高等裁判所の第1刑事法廷に出頭するように彼らに命令した。彼らは12月24日に出廷し、人に与えられた特赦はその者に対する罰金刑に自動的に関係すると規定している特赦法395/2004の第231/2条を引用した上訴を提出した。裁判所は休廷し、2009年1月に再開廷することになっている。

「この年の間に、政府は、2005年選挙後に拘留され、2007年8月に釈放された他の2人のジャーナリスト、新しいアムハラ語の2つの週刊紙 Awramba Times および Harambe の Dawit Kebede および Wosonseged Gebrekidan に対して認可を与えた。

「政府は、唯一の新聞印刷機を所有している。」 [2a] (2a 節)

ヒューマン・ライツ・ウォッチ 2009年世界報告は、次のように述べている。

「7月[2008年]に制定された新しいマスメディア法は、これまでの法的枠組みの最も抑圧的な側面の一部を改正することを約束している。とりわけ、この法律はジャーナリストの裁判前拘留の慣行を廃止したが、しかし、8月、アジスアベバを本拠とする Reporter 紙の著名な編集者がこの新聞に掲載された記事に関連して起訴されることなく数日間投獄された。この法律は、その肯定的側面にも関わらず、依然として不備である – この法律は、国家の安全または公共の秩序を口実として出版物を即座に押収することを含む、自由な言論を制限する相当な自由裁量の余地を政府に与えている。この法律は、侮辱または名誉棄損で有罪とされたジャーナリストに対する自由刑を含む刑事罰も残置している。

「2008年3月、市民社会活動家の Daniel Bekele および Netsanet Demissie が2年を超える投獄から釈放されたが、しかし、それは、エチオピア連邦高等裁判所が2005年選挙に関する「煽動」を理由として彼らに有罪判決を下してからのことであった。」 [6a]

2009年2月に発表されたジャーナリスト保護委員会の「2008年版報道に対する攻撃」報告は、次のように述べている。

「残忍な2005年弾圧から生じた独立マスメディアのささやかな前衛が政府の続けるハラメントに直面して悪戦苦闘している。当局は、数少ない独立政治新聞の発行を許可する認可を与えたが、微妙な問題の報道を抑圧するために依然として投獄、脅迫、司法的および行政的制約を用いている。

「...この年[2008年]の大部分の間、営業許可は、情報省の承認を必要とし、情報省はその権限を恣意に行使した。10月後半の思いがけない動きにおいて、Minister Meles

Zenawi 首相は、情報省の解体を発表した。そのような組織がこの省に取って代わるのかいまのところ不明である。

「4月[2008年]、この国は、地方の自治体および議会の投票を行った – 広汎な抵抗と暴力をもたらした紛争選挙以来初めてであった。エチオピアの分離派野党は、彼らが加えられたと主張する威嚇に抵抗するために4月の選挙をボイコットし、1991年以降政権の座にある与党 Ethiopian Peoples' Revolutionary Democratic Front が全面的に議席を獲得した。

「政治報道は、特に亡命組織を基づく Ginbot 7 運動に関する場合、危険であることが分かっている。大騒ぎになった2005年の選挙が行われた日のエチオピア暦上の名称に因んで名付けられ、野党の領袖 Berhanu Nega により率いられているこの運動は、『あらゆる種類の闘争手段』により政府に挑戦するよう呼びかけている。

8月[2008年]、Awramba Times が Ginbot 7 の衛星およびインターネット経由のエチオピアに対するラジオ番組放送の開始を報じたとき、この新聞は、『違憲』組織の取材停止を要求する警察当局の電話警告を受けた。

「同月、出版社 Kebede は、4月の総選挙の高い投票率に関する政府の主張に疑問を投げかける社説を含む Awramba Times の5回連続の一連の政治記事および Zenawi をジンバブエの Robert Mugabe 大統領に対比した Ginbot 7 の指導者による特別記事について警察から尋問された。Harambe の出版社 Gebrekidan も同様な記事について尋問された。

「当局は、11月、米国大統領選挙とエチオピアにおける民主主義を論じた Ginbot 7 の指導者 Nega のラジオ・インタビューの記事を Awramba Times が掲載した後に、突然古い事案を持ち出すことにより同紙に対する弾圧をエスカレートさせた。検事は、社主兼編集長の Dawit Kebede および副編集長 Wonderad Debretsion を野党指導者 Yacob Hailemariam との3月のインタビューに関連して『デマにより公衆を煽動した』廉により起訴した。現地のジャーナリストは、この起訴のタイミングを Nega インタビューの掲載に対する報復と見ている。

「...実業界の大立て者に対する批判的報道も危険を招いた。Amare Aregawi 編集長を含む英米語週刊紙 Reporter のジャーナリストが、地元のジャーナリストによると億万長者の Sheik Mohammed Hussein al-Amoudi に近い人々が彼に関する調査を不当に処置したと主張する一連の調査記事に関して、匿名の脅迫を受けた。目撃者が CPJ に語ったところによると、10月31日、自分の事務所付近を歩いていた Aregawi を Aregawi を3人の男が攻撃し、石で彼の頭を強打して気絶させた。3人の男は逮捕されたが、この事件は年末現在未解決である。

「この国で最も有名なジャーナリストの1人、Aregawi も、北部の都市 Gonder における政府経営醸造工場における労働紛争に関する記事に関連して8月に告訴されずに6日間にわたり投獄された。この記事を書いた彼の記者、Teshome Niku は、6月にしばらく拘留された。どちらも正式に起訴されなかった。

「...外国報道陣は、厳しく施行される1年更新居住許可および認定許可の管理下(これは批判的報道を阻止する政府の戦術である)で活動を続けた。Ogaden 地方における反乱軍との衝突、人権侵害、進行中の食糧危機は、駐在外国報道機関間でほとんど注目されないニュースに属する。政府の報復を恐れて匿名とするよう求めたある外国人ジャ

ーナリストは、Aregawi の逮捕に反応して CPJ に対するメールで『追放の危険を冒さずに何かできたらいいのに』と書いた。

「政府は、外国を本拠とするマスメディアの出先を積極的に標的にした。1月[2008年]から、CPJは、米国政府資金提供ボイスオブアメリカ(VOA)およびドイツの公共 Deutsche Welle の放送信号が妨害されているという報告を受けている。この報告に反駁して、エチオピア情報省のスポークスマン Zemedkun Tekle は、VOA に対し、この主張は『まったく根拠がない』と述べた。[8]

2009年5月28日に発表されたアムネスティ・インターナショナル 2009年世界報告は、次のように述べている。

「独立ジャーナリストが引き続きハラスメントおよび逮捕に直面した。

「2005年に政府により閉鎖された少なくとも13の新聞が依然として閉鎖されたままである。伝えられるところによると独立系ジャーナリストは活動認可を拒否されたが、他のジャーナリストは認可を受けた。エチオピア最大発行部数を持つ独立系新聞の前発行者であり、CUD 党員とともに拘留されていた Serkalem Fasil、Eskinder Nega、Sisay Agena は、新しい新聞を発行する認可を拒否された。

「2月[2008年]、最高裁判所は、Ethiopian Teachers Association (ETA)(エチオピア教師連盟)を解散させ、政府により結成された対抗組合で、やはり Ethiopian Teachers Association と呼ばれる組合へのその資産の引き渡しを命ずる決定を支持した。この判決は、組合員に対する長年のハラスメントおよび拘留に続いて下された。12月、この組合は、その新しい名前 National Teachers' Association の下で、職能団体としての登録申請を拒否された。

「世界報道自由デー(5月3日)、月刊誌 Enku の発行者、Alemayehu Mahtemework が拘留され、彼の出版物が10,000部押収された。彼は、起訴されず5日後に釈放された。押収された彼の雑誌は後に彼に返還された。

「11月[2008年]、連邦高等裁判所は、週刊紙 Enbilta の編集長、Tsion Girma に誤った報道のあげく『デマで公衆を煽動した』廉で有罪判決を下した。彼女は、伝えられるところによると罰金を払って釈放された。」[11c]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

宗教の自由

2008年9月19日に発表された米国国務省の2008年国際宗教の自由報告エチオピア編は、次のように述べている。

「この国の面積は472,000平方マイル、人口は7,700万人である。人口の40から45%は、北部地域の Tigray および Amhara において優勢なエチオピア正教会(EOC)に所属している。

「人口の約 45 パーセントはスンニ派イスラム教徒であり、その圧倒的多数はスーフィーである。イスラム教は、東ソマリア地域、アフール地域および Oromiya の多数の地域において最も優勢である。

「キリスト教福音派およびペンテコステ派は、人口の推定 10 パーセントを構成している。Mekane Yesus や Kale Hiwot のような認められたプロテスタント教会は、Southern Nations、Nationalities、Peoples' Regional State (SNNPR)、西部および中部 Oromiya、都会地域で最も有力である。Gambella 地域においては、Mekane Yesus の信奉者が人口の 60 パーセントを占めている。Evangelical Church Fellowship は、全国においてその宗教的傘下に 23 宗派を擁している。

「少数の東方式およびラテン式ローマ・カトリック教徒、エホバの証人、ユダヤ教徒、精霊信仰者、伝統的土着宗教の実践者が存在する。

「この国には、小さなファラシャ・ムラ地域社会が存在する。ファラシャ・ムラは、イスラエルへの移住のために整理されつつあり、残存人数は急速に減少を続けている。イスラエル政府は、残っているファラシャ・ムラの移住を 2008 年に完遂すると思われる。

「...憲法は宗教の自由を規定し、その他の法律および政策は一般的に自由な宗教の実践に貢献した。法律は、すべてのレベルにおいてこの権利を行政機関および私人による侵害から十分に保護している。

「憲法は、国家と宗教の分離を要求している。政府は、一般的にこの規定を実際に尊重した。

政府は、宗教団体の登録を要求している。宗教団体および協会は、NGO のように、3 年ごとに司法省への登録を更新しなければならない。エチオピア人権評議会 (EHRCO) によると、この登録要求は、『新しい宗教』特にプロテスタントの教会に関する政府の処置における進歩または改善の欠如を反映している。Mekane Yesus、Evangelical Fellowship、およびカトリック教会は、教会が NGO とは異なる地位に置かれるべきであると主張している。異なる地位は、政府が NGO に課している厳しい監視から宗教団体を解放し、登録、宗教資材の免税輸入、宗教従事者のビザ取得等を容易にする。

「法律に基づいて、開発活動を企画する宗教団体は、その開発部門を NGO として別個に司法省に登録しなければならない。登録するために、各宗教団体は、出願様式に記入し、その規約の写し、当該団体指導者の履歴書、当該指導者の身分証明書の写しを提出しなければならない。団体が登録しない場合、法的地位が否定され、その結果として銀行口座の開設も公判への関与も否定される。

「政府は、キリスト教とイスラム教両方の祝日を正式に承認し、イスラム教徒が礼拝のためにモスクに行くことを可能にするために金曜日の 2 時間昼食休憩を引き続き義務づけている。正式祝日は、クリスマス、公現祭、聖金曜日、復活祭、Meskel、Eid al-Adha、預言者モハメッドの誕生、Eid al-Fitr を含んでいる。

「...報道法に基づいて、1 つの宗教を他の宗教に対して煽動することは犯罪である。報道法は、宗教指導者に対する名誉棄損を刑事事件として訴追することも許容している。EHRCO の報告によると、この報告期間中に宗教団体の煽動または宗教指導者に対する名誉棄損を理由として拘留または起訴されたジャーナリストはなかった。

「宗教団体は、私人または企業と同様に、土地の割当について地域政府または地方自治体に申請しなければならない。宗教団体は、教会、学校、病院、墓地のために政府の土地を無料で使用する権利を与えられる。しかし、宗教の学校および病院は、運用期間の長短に関わらず、ときとして、政府による閉鎖命令および土地没収を受ける。宗教団体が免税の地位を得るための法律改正を推進する異宗教間取り組みが続いている。

「政府は、宗教と国家を分離する憲法の規定を公立、私立の如何を問わず学校における宗教教育が許容されないという意味に解釈している。カトリック、正教、福音派、イスラム教の宗教団体におり所有・運用されている学校は、教科課程として宗教を教えることは許されない。政府教育局は、大部分の私立学校がその教科の一環として教えている道徳課程は宗教的影響を免れていないと批判している。教会は日曜学校の開設を許容され、コーランがモスクで教えられ、公立学校は宗教的性質のものを含むクラブの設置を許容している。

「政府は、一般的に実際に宗教の自由を尊重している。しかし、地方当局は、ときとして、この権利を侵害した。この報告の対象とする期間中、政府による宗教の自由の尊重状況に変化はなかった。しかし、2つの地方行政当局がこの国におけるキリスト教徒とイスラム教徒間の宗教的御衝突に煽動により関与した。

「政府は、宗教に基づく政党の結成を禁止している。この国には、宗教的政党は存在しない。」 [2d]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

レズビアン、ゲイ、両性愛者およびトランスジェンダー

米国国務省 2008 年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「同性愛は、違法であり、自由刑により処罰される。強制的または未成年者(13~16 才)に関する同性愛行為事案は、3 カ月ないし 5 年の刑により処罰される。13 才未満の子供に関係する場合、法律は 5 年から 25 年の刑を規定している。社会は同性愛を広く受け入れないが、レズビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー個人に対する暴力の報道はなかった。しかし、報告がないことは、報復、差別または汚名を着せられることに対する恐れによるものであるかもしれない。

「アジスアベバの AIDS Resource Center の報告によると、自認ゲイおよびレズビアン電話相談者(その 75 パーセントは男性であった)の大多数が差別を避けるために自分のふるまいを変えるための援助を要請した。多数のゲイの人々が不安、精神錯乱、自己同一性の危機、うつ病、自己排斥、宗教的葛藤、自殺未遂を報告した。

「12 月[2008 年]、ほぼ 10 人の宗教界の著名人が同性愛に反対する決議を採択し、同性愛行為の禁止を憲法に記載するよう立法者に迫った。このグループは、政府にポルノ物の配布に対する厳しい手段を講ずることも促した。」 [2a] (5 節)

2009 年 5 月に発表された国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA)の国後援同性愛嫌悪：同意成人間の同性行為を禁止する法律の世界調査報告に含まれている情報も同性肉関係が違法であると述べている。ILGA 報告によると、エチオピアの刑法第 629 条は、同性愛行為は違法であり、自由刑により処罰されると述べている。[17]

2009 年 1 月 27 日付の Behind the Mask (アフリカのゲイの権利 NGO)報告は、次のように述べている。

「エチオピアの宗教指導者は、この国の政府に対し、憲法を改正すること、および同性愛を禁止すること、この国の憲法においてこれまでに決して言及されていない法律を要求している。

「アジスアベバで 2008 年 12 月に開催され、ローマ・カトリック、エチオピア正教、プロテスタント教会を含む種々の信徒団の指導者が会合した会議において、『不道徳の極み』というレッテルの貼られる同性愛を止めさせるように努める決議が行われた。

「エチオピアにおけるゲイの権利団体、Sonic Casuist of ETHIOGLBTI によると、同性愛は、依然としてタブーであり、かつ、存在しないものとして受け取られており、多くの同性愛者は依然として同性愛者であることを隠している。

「...人口の 40 パーセントを献身的な信奉者として擁するエチオピア第 2 の有力なエチオピア正教会の Abune Paolos は、記者に対し、同性愛者は『愚か者』であり、許されるべきではないと述べた。

「...この国の刑法の下で同性愛は違法であるが、それは、憲法では言及されていない。

「『エチオピア憲法は、性別またはその他の理由に基づく差別を禁止している。しかし刑法は、同性愛は違法であると述べている。』と Casuist は指摘した。

「同氏は、さらに、この国では同性愛は違法であるが、レズビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー、間性(LGBTI)のグループは、人目につかない場所に集まっていることを強調した。

「『ここで生活しているわれわれのために、われわれは、われわれのコミュニティーを建設する。われわれは寄り集まり、われわれは夜を過ごす場所を持っているが、明るみに出ているものは何もない。それは、秘密のコミュニティーである。』と Casuist は語った。

「ETHIOGLBTI は、エチオピアにおける LGBTI 問題に対する社会の認識と理解を高めることを狙いとする団体である。」 [33]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

女性

米国国務省 2008 年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「憲法(第 35 条)は、女性について男性と同一の権利と保護を規定している。女性生殖器切除のような有害な伝統的慣行(HTP)、誘拐、強姦は、明示的に犯罪とされている。これらの法律の施行は、遅れている。これに対処するために、政府は、2005 年に EHRC の一部として女性および子供に対する人権侵害事件を調査する全国児童・女性問題委員会を設置した。

「女性および少女は、毎日、性差別に基づく暴力を受けているが、恥辱、恐怖または犠牲者の法的保護に対する無知のために、それは報告されない。エチオピアにおける全国伝統的慣行調査委員会は、120 種類の HTP を確認した。2005 年のエチオピア人口動態・健康調査によると、女性と少女の 74 パーセント超が FGM を受けているが、これは減少してきた。性別に基づく暴力に関連して、粗末なドキュメンテーション、不十分な調査、女性と子供を含む事案の特別処理の欠如により法制度における重大なジェンダー・ギャップが残っている。

「法律は、強姦を刑法犯罪とし、事案の重大性に応じて 5 年から 20 年の刑期を要求している。法律は、配偶者間強姦を含んでいない。政府は、一部には全国的に届け出が十分に行われなかったためにこの法律を完全には施行しなかった。アジスアベバの 2006 年年次警察報告は、推定人口 500 万について 736 件の強姦事件を記録している。訴追、有罪判決、処罰の対象となった犯人の人数に関する統計は、年末現在入手できなかった。

「配偶者間虐待を含む家庭内暴力は、まん延している社会問題である。2005 年健康調査によると、女性の 81 パーセントは、夫が妻を殴る権利を持っていると考えている。2005 年の世界保健機関(WHO)の調査によると、2つの農村地域 Meskan と Mareko において女性の 71 パーセントが一生の間に配偶者により肉体的または性的暴力、またはその両方を受けている。女性は警察または裁判所に頼ることができるが、社会的規準および限られた構造基盤のために、特に農村地域において、多くの女性が法的救済の追求を阻止されている。政府の犯人訴追の規模は限られている。

「2005 年健康調査によると家族計画指導の限定的利用可能性、高い受精率、性と生殖および緊急産科に関する低水準の医療、劣悪な栄養状態、感染症のすべてが高い妊婦死亡率 673/100,000 妊婦)に寄与した。妊婦の大部分は、妊婦医療に浴さない。熟練助産婦による出産介助はわずか 10 パーセントである。妊婦管理 (ANC) の全国平均は、28 パーセントである。

「...性的ハラスメントが広く行われている。刑法は、18~20 カ月の自由刑を規定している。ハラスメント関連法律は、施行されなかった。

「...女性に対する差別は、人口の 85 パーセントを占める農村地域において最も激しい。法律は、夫を家族の法定所帯主として認めることおよび 5 才超の子供の唯一の監護者とするような差別的規定を含んでいる。当局は、家庭内暴力を離婚を許可する重大な正当化理由と考えていない。内縁関係の法的承認は限られている。存続した婚姻年数、生まれた子供の人数、共有財産に関係なく、法律は、内縁関係が終了した場合、女性に 3 カ月分の財政的支援を与えるのみである。夫には自分の家族に財政的援助を提供

する義務がなく、その結果、女性と子供はときとして遺棄に直面する。最近成文法が強化されているにも関わらず、大部分の農村の住民は、経済的および社会的関係では慣習法を適用し続けている。

「すべての土地は、政府に属する。女性は政府の土地賃借権を入手でき、政府は女性に対し等しい利用権を与える明示的政策を持っているが、地方の地域社会がこの政策を実施することはほとんどない。ほぼすべての地域において、女性は、結婚によるほか、土地を利用できない。法律は、結婚前に所有していた財産は、以前にそれを所有していた配偶者に属するが、婚姻中に取得された財産は離婚により夫に属すると述べている。事実、夫が死亡した場合、他の家族が寡婦から土地を取り上げることが多い。貧困度が高い牧畜地域では、女性は男性後見人なしに財産を所有できず、それにより女性の社会的疎外および脆弱性が拡大されている。寡婦は、故人となった夫の土地を保持するためには、その義兄(弟)を結婚するか、または成人の息子を持たなければならない。

「農村地域では、女性は男性より雇用機会が少なく、就職できる職業は同一労働に対して同一賃金をもたらさない。女性が有利な職業に就くこと、貸付を得ること、事業を所有および/または経営することは、教育および訓練レベルが低いこと、伝統的な考え方、情報の利用が限られることなどから限定されている。」 [2a] (5 節)

womenkind.org (日付なし)によると：

「世界で最も高い妊婦死亡率の1つとアフリカのすべての国の中で最悪の女子就学率により示されるように偏って苦しめられている人々、それがエチオピアの女性である。貧困、非識字、基本医療の利用不能が強烈な男性支配の考え方と相俟って、女性の低い社会的地位と女性生殖器切除および早婚のような有害な永続的伝統的慣習を維持している。

「この国では、8~15才の児童の70%以上が働いている。もちろん、その大多数は、基礎レベルの教育を受けることにおいてさえ著しく差別されている幼い少女である。その結果、エチオピアの女性の識字率は、男性の50%以上に対し35%である。教育の欠如は、エチオピアの多くの女性に一生の貧困と疎外を運命づける。最近の持続可能開発貧困低減計画はエチオピアの女性の経済的貢献の増大を求めているが、世界銀行の統計は公式部門に就労している女性がわずか40%であることを示している。もちろん、責任ある地位または意志決定の地位にある女性はほとんど存在しない。

「エチオピア女性は、教育および雇用の機会における大きな差に加えて、性と生殖に関する健康に対する重大かつ著しく高い危険に直面している。この大陸における最高率級のHIVおよびAIDSに悩まされているにも関わらず(都市人口の18パーセントがHIV陽性である)、この国の保健部門開発計画は、これまで、女性の生命にほとんどプラスの効果を及ぼしていない。基本医療の利用でさえ限られている一方、妊婦と子供のための支援および資源は不十分のままである。

「不足は、この国の衝撃的に高い妊婦死亡率に痛烈に反映している。すべての形態の女性切除に対する政府の2004年禁止にも関わらず、FGMは全国でひろく行われている。主として伝統的助産師により行われるのであるが、エチオピアの女性の85%が女性生殖器切除を受けている。施術者にとって、それは彼らの役割に対する支払いと社会的地位を意味する。手術を受ける女性にとって、それは、一生の苦しい月経、失

禁、妊娠および出生に関連する厄介な問題を意味する。女性の肉体的、精神的、情緒的、精神-性的な健康および幸福に損害を及ぼす遺物。

「エチオピアの女性は、さらに、早期の強制または誘拐による結婚という形態の暴力と差別に直面している。この国の女性の約 72%は、誘拐(しばしば誘拐者による強姦を伴う慣習)により結婚させられるのであるが、この国の Southern Nations 地域においては、この数字は 92%に達する。

「エチオピア人口動態・保健調査によると、女性の 85 パーセントは、妻が食糧を焦がしたり、セックスを拒んだり、夫の同意を得ずに外出したりした場合に夫に妻を殴打する権利があると考えている。」 [5]

世界における自由の報告 2008 年版は、次のように述べている。

「政府は、最近、女性問題省を設置し、議会は、多くの領域において女性の権利を保護するために考え出された法律を可決した。しかし、実際には、女性の権利は、日常的に侵害されている。女性は、伝統的に、土地または財産を所有する権利をほとんど持っていない。それは、農業労働以外に女性の雇用の機会がほとんどない農村地域において、特に言えることである。女性に対する暴力および社会的差別は、伝えられるところによればありふれたことである。社会的規準および限られた構造基盤のために、多くの女性が自分たちの苦情の法的救済の追求を阻止されている。結婚のための女性および少女の誘拐は、違法であるが、この国の一部で続いている。教育の一般的欠如が農村の貧困と性別不平等の問題を悪化させている。」 [21a]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

女性生殖器切除(FGM)

米国国務省 2008 年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「この国の少女と女性の大多数は、なんらかの形態の FGM を受けている。少女は、一般的に出生から 7 日後に陰核切除を受け(陰核の切除からなり、しばしば陰唇の部分的切除を伴う)、思春期の始まりに陰門閉鎖(最も極端かつ危険な形態の FGM)に直面する。2005 年保健調査報告によると、全女性間の FGM の慣習は 80 から 74 パーセントに低下し、また、この慣行に対する女性の支持は 60 から 29 パーセントに減少した。また、Save the Children Norway により資金提供を受けた 2 月の調査は、一部には強力 FGM 反対運動による過去 10 年間にわたる FGM 事例の 24 パーセントの全国的減少を報告した。刑法は、陰核の切除を刑事犯罪とし、少なくとも 3 カ月の刑期または少なくとも 500 ビル(49 ドル)の罰金により処罰する。同様に、陰門閉鎖も 5 年から 10 年の自由刑により処罰される。FGM に関する刑事訴追が行われたことはない。政府は、公立学校における教育および広汎なマスメディア運動を通じて FGM 慣習を止めさせようとしている。」 [2a] (5 節)

2007 年 7 月に Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit により発表されたエチオピアにおける FGM に関する報告は、次のように述べている。

「2005 年人口動態・保健調査(DHS)によると、全国の少女および女性の 74%が女性生殖器切除を受けている。この慣習は、ソマリア、Affar、Dire Dawa 地区では普遍的であり、オロモおよび Harari では、少女および女性の 80%以上が影響を受ける。FGM は Tigray および Gambela ではそれほど行き渡っておらず、影響を受けるのは、それぞれ、少女および女性の 29%および 27%である。この国の南部における少数の人種グループは FGM をまったく行わない。この慣習に対する支持は、2000 年以降減少してきた。2000 年における 52%と比較して、現在では少女の母親の 38%が少なくとも 1 人の娘に切除を行った。教育レベルの高い都市出身の女性は、進んでこの慣習を放棄する傾向が最も強い。

「エチオピアにおいて FGM を受けた女性の半分は、陰核包皮を切除されている。残りの事例では、陰核および/または小陰唇が切除されている。陰門閉鎖は 4 つの人種グループに限られているが、軽度の FGM に比して少なくなっているように見える。全国で、FGM を受けた女性の 6%が陰門閉鎖を被った。この形式の切除は、特にソマリア(女性の 80%以上がこの形式の FGM を受けている)および Affar(60%以上)で広く普及している。FGM の行われる年齢は、地域により異なる。Amhara および Tigray では、少女は、最初の誕生日の前に切除を受けるのに対し、ソマリア、Affar、Oromia では、少女が 7 才なし 9 才になるまで待つ。一部の人種グループでは、少女が結婚する少し前、15 才ないし 17 才まで待つ。

「FGM の慣習は、女性の抑制できない性衝動および情動的性質とされるものを制御するものとして正当化される。また、衛生的および美的理由、伝統および宗教的要求と思われることに従う必要性などがあるとも言われている。しかし、宗教指導者は、ますます、この慣習を否定するようになっている。FGM は、主として、少女とその家族がこの社会的規範に従うことを拒否した場合に疎外されることを恐れることから維持されている。

「切除は、通常、伝統的な女性切除者により不衛生な環境で鎮痛手当もなしにこっそりで行われる。訓練を受けた医療専門家がこの処置を行うことはまれである。われわれは、世界保健期間(WHO)により採択された見解に沿って FGM のいわゆる『医療化』を拒否する。医療措置は保健問題を排除しないものであり、女性と少女の人権の侵害を表現し続けている。この慣行の肉体的、精神的および人権的結果に関する一般公衆の意識は、FGM の発生率が最も高い地域において特に低い。...2004 年、エチオピア政府は、FGM 禁止法を制定したが、この法律に基づく訴追はいまだかつて行われたことがない。

「社会に好ましい効果をもたらす人々を助成しつつ女性と子供の健康に有害な伝統的慣行の克服を促進するために 1987 年に全国委員会(NCTPE) が設置された。この委員会は、有害な慣行によりもたらされる危険に関する情報を提供し、宗教的および伝統的指導者に FGM を絶滅する必要性を認識させる。この作業は、マスメディアとポスターによる宣伝活動および学校、医療施設、地域社会で働いている青年と生殖年齢層の教育・感化施策に重点を置いている。NCTPE は、女性と子供の健康に悪影響を及ぼす伝統的慣行に関するアフリカ委員会(IAC)の構成員である。...いくつかの非政府組織(NGOs)が種々の方法により FGM を絶滅するためにエチオピアで活動している。そのうちの数団体は GTZ により支援されている。NGO HUNDEE は、特に女性と少女を支援している。この NGO は、現場の状況に基づく草の根手法に従っている。地方自治体の進行計画の枠内において、HUNDEE は、1998 年以降、女性を有害な伝統的慣行から保護しつつ、男女平等と女性に対する能力付与の推進のために働いてきた。

「“Kembatta エチオピア女性自立センター(KMG、Kembatta Menti Gezzima)は、FGM を克服するために地域社会および危険に瀕している非常に若い少女を対象として地方レベルで活動している。地方自治体および学校に基づく計画に沿って、この団体は、地域社会の構成員の考え方を考えることにおいて初めて心強い成功を収めた。

“アムハラ地区において、アムハラ地区青年文化局は、他の機関と協力して、FGM を克服するためにマスメディアのより有効な活用に努めている。そのプロジェクトは、単に FGM に関する情報を普及するだけでなく、相互交流的な方法により地域社会をマスメディア戦略の中に取り込んでいる。地域社会レベルにおけるパーソナル・コミュニケーションが対策の効果を高めるからである。したがって、地方ラジオ放送局、ジャーナリスト、活字メディアも FGM について常に報道するよう推奨されている。関係者とともに演劇、コンサート、舞踏会、人形劇が行われた。IEC (information (情報)、education (教育)、communication (伝達))資料が FGM およびその他の有害な伝統的慣行ならびに HIV/AIDS に関する情報を提供するために使用されている。若者が主な対象層である。たとえば、美術および文芸の競争を通じて、この運動に関わるように人々、特に地域社会の青年層に呼びかけている。」 [30]

目次に戻る
出典リストへ

児童

米国国務省 2008 年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「憲法(第 36 条)は、子供の権利の一覧表を記載している。政府は、子供の社会問題、保健問題、法的問題に重点を置く国内および国際 NGO の取り組みを支援しているが、医療、基礎教育、児童保護を提供する政府の能力は限られている。

「政策として、初等教育は普遍的であり、授業料は無料であるが、義務ではない。しかし、子供を収容する学校が、特にこの国の農村地域において、不十分であり、学用品の価格が多くのご家庭にとって手が出せないほどに高い。2005 年の小学校の就学率は、男子 81.7 パーセント、女子 73.2 パーセントであった。

アジスアベバでは、少女の就学率がかなり高かった。政府の報告によると、就学児童の 20.6 パーセントが第 2 学年に到達することなく退学し、第 1 学年を開始した児童のうち、第 8 学年に到達した児童はわずか 41.7 パーセントである。

「子供の虐待が広い範囲に及んでいる。ある NGO は、非行少年少女および少年少女犯罪被害者を保護するためにアジスアベバの警察署に 10 個の児童保護班を配置している。この年の間に、一部の警察官が児童虐待事案の取り扱い方法について訓練を受けた。

「若い少女の社会的虐待が依然として問題である。HTP は、FGM、早婚、誘拐による結婚を含んでいる。...結婚の形態としての誘拐による結婚は、違法であるが、この慣行と闘う政府の試みにも関わらず、アムハラ、Oromiya、SNNP 地域を含むいくつかの地域で広く行われている。強制的な性的関係は、多くの場合、誘拐による結婚に通じ、女性は、しばしば、誘拐中に肉体的虐待を受ける。誘拐は、家族間、地域社会間、種族グループ間の紛争をもたらす。誘拐による結婚の場合、犠牲者が加害者との結婚に同意した場合、加害者は処罰されない。当局は、しばしば、犠牲者が加害者と結婚した場合、有罪にされた加害者の判決を減刑する。

「特にアムハラ地域および Tgray 地域において子供の結婚も問題である。これらの地域では、少女は、通常、18 才の法定最低結婚年齢にも関わらず、7 才という早期に結婚する。早婚を含む女性および少女の虐待問題に対する社会の認識が高まる兆しが多少見られる。国連児童基金(UNICEF)の推定によると、全国で 150,000 ないし 200,000 人の児童が路上で暮らしており、そのほかに 100 万人がストリート・チルドレンになる恐れがある。UNICEF によると、この問題は、親の病気や低い家計収入のために家族が子供を養育できないために、悪化している。これらの子供は、物乞いや非行集団に仲間入りしたり、あるいは非公式部門での仕事に就いたりしている。政府運営および民営の孤児院は、これほど多くのストリート・チルドレンを収容できない。年長の子供が幼い子供を虐待している。厳しい資源制約のために、病院や孤児院は、しばしば、遺棄された幼児を見て見ぬふりをしたり、無視したりしている。『乞食使い』が、ときとして、物乞い収入を増やすために子供をかたわにしたり、盲目にしたりする。」 [2a] (5 節)

目次に戻る
出典リストへ

人身売買

米国国務省 2008 年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「法律は、人身売買を禁止している。しかし、この国から、また、国内で人間が売買されているという報告がある。法律は、このような犯罪に対し 5 年から 20 年の刑罰を規定している。労働・社会問題省(MOLSA)が、警察とともに、人身売買を監視する責任を負っており、一方、MOJ [司法省] が人身売買に関する法律を施行する権限を持っている。...この国は、主として強制労働およびそれより程度は低い商業的性的搾取のために売買される男性、女性、子供の源泉国である。高い失業率、極端な貧困、国外における好機の可能性が移住を促進している。国内 NGO の推定によると、30,000 なし 35,000 人が 2007 年 3 月と 2008 年 3 月の間に国際的に人身売買された。男性より女性が多く売買された。若い女性、特に 16~30 才の女性が最も一般的に売買される層であるが、伝えられるところによると少数の子供も国際的に人身売買された。

「農村の子供と成人が家事奴隷として、また、それより頻度は少ないが商業的性的搾取および路上物売り、乞食、伝統的機織り、農業のようなその他の強制労働のために都会地域に売買された。借金による束縛状態が報告されている。女性は、家事奴隷のために国境を越えて主としてレバノン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦のほかバーレーン、ジブチ、クウェート、スーダン、シリア、イエーメンにも人身売買された。これらの女性の一部は現地に着いた後に風俗業界に人身売買されるが、他の女性は、レバノンからトルコ、イタリア、ギリシアに転売された。少数の男性は、低熟練労働者としてサウジアラビアおよび湾岸諸国に人身売買される。

「アジスアベバ警察の児童保護部(CPU)の報告によると、人身売買業者のネットワークは、ますます巧妙かつ協調的となっている。人身売買業者は、警察の手薄なアジスアベバ郊外 7 ないし 9 マイルのバス停で立場の弱い犠牲者に近づく。人身売買業者は、ときとして、手先や仲介業者を使用して仕事、食糧、助言、保護施設などで犠牲者を誘惑する。長距離バスやトラックの運転手が子供の人身売買に関与している一方、仲介業者、ポン引き、売春宿所有者が受取端で取引を完了させる。

「地元仲介業者が地域社会レベルで活動し、募集しているが、それらの多くは犠牲者またはその家族と知り合いである。警察の捜査と身元の発覚を避けるため、地元仲介業者は広告を出さず、しばしば、借家、カフェ、ホテルの部屋を使い、場所を転々とする。一部の仲介業者は、犠牲候補者の家族により信頼されている歩合制のまとめ役を使って犠牲者を募集した。

「政府は、外国の仕事を探すことの危険に関する意識の高めることにより人身売買への対処を支援した。政府は、外国で働こうとしている人々に事情を説明する 2 人の出発前相談員を雇用し、NGO および国際移民機関(IOM)と協力して人身売買の形跡追跡のために入出国パターンを監視し、また、国際労働移住会社を監督・訓練した。

「政府およびその大使館と領事館は、人身売買の犠牲者にほとんど援助を提供していない。提供しているのは限られた法的助言とまれな一時的収容施設であり、帰国貸付は与えていない。帰国犠牲者は、公共保健機関および NGO により提供される精神的保健業務に依存している。

「政府は、特別な保護も賠償も与えず、帰国した犠牲者のための政府の保護施設もその他の特別役務給付も非常に限られている。2007年、売春または移住を宰領した者のような、法律違反のために拘留、投獄または起訴されている帰国人身売買犠牲者に関する事例報告があった。」 [2a] (5節)

2009年6月に発表された米国国務省2009年人身売買報告は、次のように述べている。

「エチオピア政府は、人身売買廃絶のために最低基準を十分に守っていない。しかし、同政府は、それを行うために相当努力している。エチオピア人移住労働者に出発前オリエンテーションを与えるエチオピア政府の現行の取り組みおよび国内の児童人身売買事案を摘発するためのNGOとの協力は注目に値するが、これらの犯罪を訴追する政府の能力が限定されていることが依然として懸念の理由である。警察の捜査官は、依然として、人身売買事案をその他の犯罪から適切に区別することも、十分な証拠書類に裏づけられた確固とした捜査を行うこともできない。そして、司法当局は、常に、裁判所において進行する人身売買事案の状態を適切に追跡しない。

「...政府は、この報告期間中に国際人身売買犯人を訴追し、処罰する取り組みを持続し、また、国内児童人身売買の捜査を開始したが、国内人身売買事案の訴追は依然としてなかった。さらに、法律執行機関は、依然として、密輸、強姦、誘拐、不公正な労働慣行から人身売買を区別する能力を示さなかった。エチオピア刑法の第596条から第600条、第635条は、すべて、労働および性的搾取のためのあらゆる形態の人身売買を禁止している。

「...政府は、人身売買犠牲者に直接的援助を提供するためまたは犠牲者を世話するNGOに資金を提供するための資力を欠いているが、警察は、首都において犠牲者識別・委託手順を採用し、識別された国内人身売買犠牲者を介護NGOに定期的に委託している。この年の間に、児童保護班(CPU) – アジスアベバの各警察署で活動している警察とNGOの合同識別・委託班は – 中央バス停において児童を救済し、CPUに委託した。CPUは、もっぱら、人身売買された児童を識別し、介護先を与えることに専念している組織である。2008年、CPUは、899人の人身売買された児童を識別したが、その75%は少女であった。この組織は、93人の人身売買された子供をNGO介護施設に委託し、家族を捜している720の子供をアジスアベバおよびその近傍地域の親元または親戚に再会させた。地方行政当局の地元警察および関係者がこれらの子供の自宅地域への帰還を援助した。アジスアベバ市政府の社会・市民問題局は、2008年に、別の46人の児童を首都の家族に再会させ、40人の児童を里親に預けた。この年の間に、アムハラ地域のDessie町は、外国の援助なしでCPUの社会計画を実施した。2008年7月、政府は、エチオピア人身売買犠牲者のダルエスサラームから彼らの出身地域への帰国についてIOMを援助した。ジェッダ、リヤド、バイルート駐在のエチオピア派遣団は、現地エチオピア人社会に労働関連援助のための限定的委託を含む一般的役務を提供する事務所を開設している。エチオピア政府は、エチオピア人労働者の保護を改善するため、および人身売買された人々のための保護役務を得る目的でこれらの目的国の政府と交渉する様子を見せなかった。政府は、中東における犠牲者の経験について帰国した犠牲者とインタビューする努力をしなかった。帰国した女性は、成人犠牲者を扱っている数少ないNGOおよび政府のEmmanuel Mental Health Hospitalにより提供される精神科医療に強く依存している。2008年、移住を宰領した者のような、法律違反のために拘留、投獄または起訴されている人身売買犠牲者に関する報告はなかった。

「...国際的人身売買を阻止するエチオピアの取り組みは増加しているが、国際的人身売買に対する意識を高める措置は依然として限られていた。...この報告期間中、労働・社会問題省(MOLSA)は、2人の専任相談員を雇用し、18,259人の移住労働者に労働移住の危険および受け入れ国の状態に関する3時間の出発前オリエンテーションを与えた。...2008年1月、外務省は、エチオピアの外交使節団、NGO、警察駐在署から移住労働者の状態に関するデータを収集するために女性・児童人身売買制圧局を設置した。この部局は、また、その第1回報告を発表していないが、12月、児童人身売買および労働虐待に関する労働省、司法省、女性・児童問題省の中級政府関係者による省庁間討議を主催した。...エチオピアは、2000年国連TIP議定書をまだ批准していない。」 [2b]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

移動の自由

米国国務省の2008年エチオピア人権報告は、次のように述べている。

「法律は、国内移動、外国旅行、外国移住、帰国の自由を規定しているが、政府は、事実上、これらの権利の一部を制限した。

「この年[2008年]全体を通じて、政府は、ONLFに対する反乱鎮圧作戦のために安全上の脅威があると述べてソマリア地区のOgarden地域への人の移動および同地域内の人の移動を厳しく制限した。

「法律は、強制退去を禁止している。そして政府は、それを行わなかった。55人を超えるジャーナリストを含めて、政治的亡命の保護を求める人々または自らに課した国外居住を続ける人々の数が着実に増加した。

「この年[2008年]の間にICRCは、エリトリアから1,023人の市民を帰国させ、27人をエリトリアに帰国させた。大部分のエリトリア人およびエリトリア出身のエチオピア人が政府に登録し、身分証明書および6カ月の更新可能居住許可を受け取った。これにより彼らは、病院およびその他の公共サービスを利用できる。」 [2a] (2d 節)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)